

鳴門パートナーシッププラン Ⅱ（セカンド）ステージ 中間報告書



2016年（平成28年）3月

鳴門市

鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージ

鳴門市男女行動計画中間報告書

1. はじめに	p. 2
2. 鳴門パートナーシッププランⅡステージ 基本理念と体系図	p. 3
3. 鳴門パートナーシッププランⅡステージのあゆみ ①審議会等における女性委員登用率の推移 ②地方自治法第 180 条の 5 委員会における女性委員登用率の推移 ③鳴門市職員女性管理職の登用率の推移	p. 5
4. 鳴門パートナーシッププランⅡステージ中間評価 7つの基本目標 -過去5年間の事業総括・検証-	p. 11
5. 鳴門パートナーシッププランⅡステージ後期にむけて -今後5年間の事業計画・展望-	p. 21
6. 総括	p. 25

1. はじめに

男女の人権が尊重され、元気で活力ある社会を築いていくためには、ともに責任を分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが不可欠です。

本市においては、2011年（平成23年）に「鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージ（以下「Ⅱステージ」といいます。）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな施策を積極的に展開してきました。

女性子ども支援センター『ぱあとなー』において、DV被害者をはじめとする女性やその子どもの支援をおこなうなか、2011年（平成23年）4月に藍住町と、2015年（平成27年）10月には阿南市とパートナーシップ支援協定を締結し、DV被害者の広域支援を推進しています。

また2012年（平成24年）2月には、内閣府の男女共同参画宣言事業において、徳島県初の「男女共同参画宣言都市」となり、内閣府との共催によりさまざまな事業を展開しました。

更には、2015年（平成27年）3月に鳴門市男女共同参画推進条例を制定し、本年1月に施行するなど、本市における男女共同参画事業を推進してきました。

そして現行計画策定から5年が経過し、この5年間で更に人々の価値観が変化するか、グローバル化や少子高齢化、雇用形態の多様化など、時代は刻一刻と変化を遂げています。

2015年（平成27年）には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、ますます女性の職場における活躍が求められるようになりました。

このような5年間の社会経済情勢の変化や、新たな課題に対応するため、前期5年間のあゆみを検証するとともに、後期5年間に向けて、更に飛躍するための見直しを図ることとしました。

男女共同参画社会の実現は、市民一人ひとりがその大切さや必要性を理解し、それぞれが主体的に取り組を進めていただくことが何よりも重要です。

本市では、次世代を生きる若者や子どもたちが個性と能力を十分に発揮できる社会にするために、男女共同参画をより一層推進していきます。



2015年（平成27年）10月13日 阿南市とのパートナーシップ支援協定締結

2. 鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージ

基本理念

1. 男女がのびのび暮らせる となると
2. 男女がいきいき輝ける となると
3. 男女があんしんして暮らせる となると
4. 男女が集まるにぎわいのある となると
5. 男女がにこにこ働ける となると
6. 男女がいっしょに担う となると
7. 男女がしっかり支える となると

1999年（平成11年）、男女共同参画社会基本法が制定され、日本における女性に関する法整備が急速にすすめられ、国の政策に連動して全国自治体で女性の地位向上のための施策が施行されました。本市においても、2001年（平成13年）、女性行動計画の名称を「鳴門パートナーシッププラン」と定め、人権尊重、あらゆる分野への男女共同参画、家庭と地域生活の両立など6つの理念によるアクションプランを策定しました。同計画は平成22年度までの10年計画であり、市の政策や地域社会、また市民の生活の場など、あらゆる分野において男女共同参画が実現することを目標に全市的に展開し、10年間の計画期間を満了しました。

2011年（平成23年）、同計画を鳴門市男女行動計画と改め、「鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージ」へとあゆみを進めました。このⅡステージは、過去10年間で大きく変化を遂げた社会情勢や人々のライフスタイルを勘案しながら旧計画の6つの理念を継承し、新たに2001年（平成13年）に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」いわゆるDV防止法に基づく「鳴門市DV防止基本計画」を、第3章「男女があんしんして暮らせる となると」として新たに加え、7つの理念によるアクションプランとなりました。

鳴門パートナーシッププランⅡステージ体系図

基本目標

課題と施策

<p>1 男女がジェンダーにとらわれず 自分らしくのびのび暮らせる となると</p>	<p>(1) 男女平等意識づくりの具体的な推進 (2) 男女平等を実現するための教育の実践</p>
<p>2 男女が自己の能力を発揮し、 社会のあらゆる分野で いきいき輝ける となると</p>	<p>(1) 政策・方針決定等への積極的参画の推進 (2) 社会活動への積極的参画の推進 (3) 男女の自立をめざした能力開発の推進</p>
<p>3 男女が互いを思いやり、 あんしんして暮らせる となると</p>	<p>(1) 暴力を許さない社会づくりの推進 (2) 安心して相談できる体制の確立 (3) 被害者の保護と救済支援体制の強化 (4) 被害者の自立までをサポートする体制づくり (5) 地域からDVをなくす環境整備</p>
<p>4 男女が集まる にぎわいのある となると</p>	<p>(1) 国際交流・国際的活動への男女平等参画の実践</p>
<p>5 男女がにこにこ 心豊かに働ける となると</p>	<p>(1) 働く場での男女平等の実践 (2) 女性の就労環境の整備 (3) 多様な働き方に対する支援</p>
<p>6 男女が家庭責任や地域作りを いっしょに担う となると</p>	<p>(1) 働く男女の家庭・地域生活の両立支援 (2) 家庭・地域における男女共同参画の実践</p>
<p>7 福祉の充実で 男女の自立をしっかりと支える となると</p>	<p>(1) 高齢者の生活への支援と介護 (2) 障がい者の生活支援と介護 (3) ひとり親家庭への支援 (4) 一生涯における男女の健康</p>

3. 鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージのあゆみ

2001年（平成13年）

本市における男女共同参画社会の実現をめざし、「鳴門市女性行動計画推進本部」および「鳴門市女性行動計画策定懇談会」を設置し、本市における基本的な考え方と施策のあり方を検討した後、鳴門市女性行動計画『鳴門パートナーシッププラン』を策定しました。

2007年（平成19年）

鳴門市女性行動計画『鳴門パートナーシッププラン』の上半期の総括・検証と下半期の事業計画をまとめた中間報告を発表しました。

2011年（平成23年）

2010年（平成22年）12月、国において第3次男女共同参画基本計画が閣議決定され、我が国における男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう実効性のあるアクションプランが具体的に明示されたことから、本市も国の動きと軸を一にし、「鳴門市女性行動計画」を「鳴門市男女行動計画」と改めました。

男女がいきいきと協働・調和する鳴門市をめざして、『鳴門パートナーシッププラン』を『鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージ』へとあゆみを進めました。ⅡステージにはDV防止基本計画を包含しました。

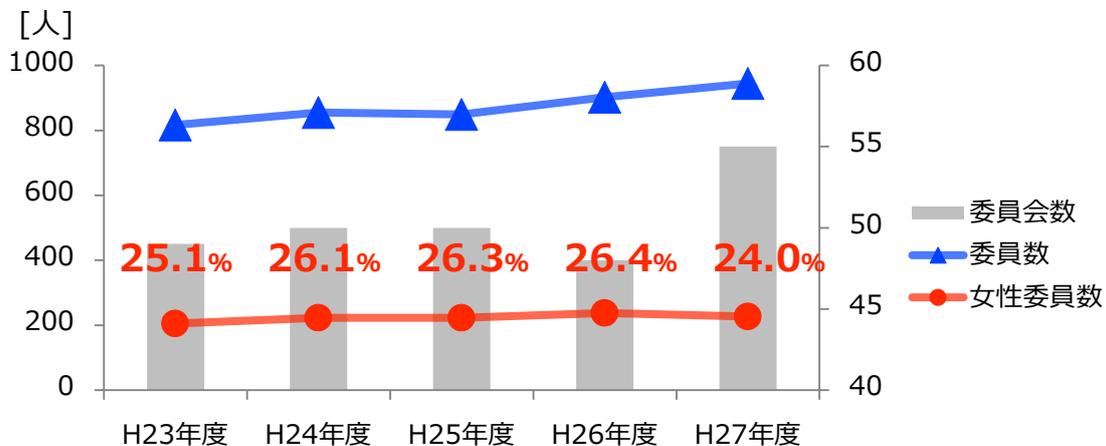
① 審議会等における女性委員登用率の推移

本市においては、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大をめざして、鳴門パートナーシッププラン策定時より、各課が所管する審議会等における女性委員の登用率を40%にするという具体的な数値目標を掲げて、登用率向上に取り組んできました。

取組当初の平成14年度には14.7%であった女性委員の登用率は、毎年向上を続け、平成26年度には26.4%になりましたが、平成27年度は24.0%と2.4%後退しました。これは、女性委員60%の登用率の男女共同参画推進条例策定審議会が同条例制定に伴い解散したこと、また比較的委員数の少ない審議会において、女性委員が減少したこと等の要因が考えられます。

しかし、女性委員がひとりもいなかった審議会については、平成14年度に14%であったのが、平成27年度には10%と減少しました。

鳴門市が所管するすべての審議会等

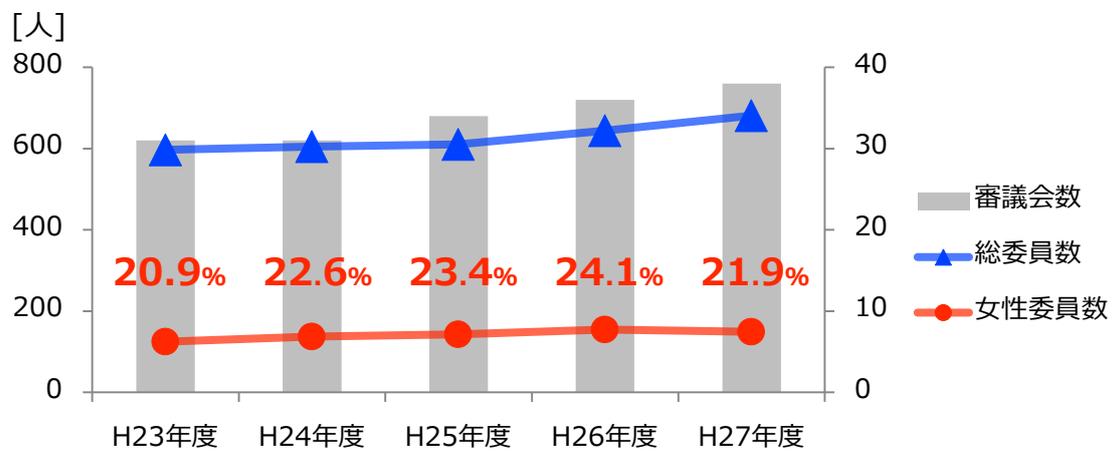


年度 (4月1日現在)	審議会数	総委員数 [人]	女性委員数 [人]	女性委員率 [%]
平成23年度	49	817	205	25.1
平成24年度	50	855	223	26.1
平成25年度	50	849	223	26.3
平成26年度	48	902	238	26.4
平成27年度	55	945	227	24.0

地方自治法第 202 条の 3 に基づく審議会等における女性委員の登用率

地方自治法第 202 条の 3

普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令または条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査をおこなう機関とする。



年度 (4月1日現在)	審議会数	総委員数 [人]	女性委員数 [人]	女性委員率 [%]
平成 23 年度	31	597	125	20.9
平成 24 年度	31	605	137	22.6
平成 25 年度	34	610	143	23.4
平成 26 年度	36	644	155	24.1
平成 27 年度	38	681	149	21.9

② 地方自治法第 180 条の 5 委員会等における女性委員登用率の推移

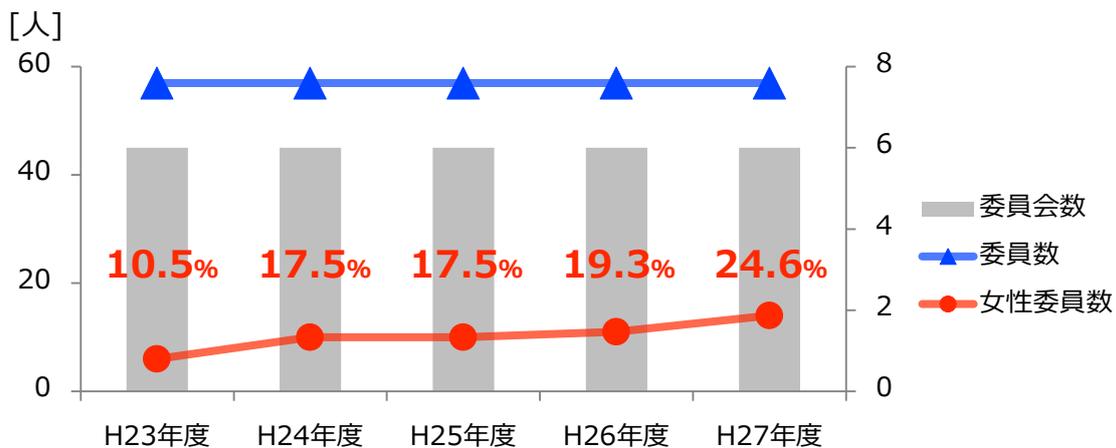
地方自治法第 180 条の 5 委員会等については、10%にも満たなかった女性委員登用率が確実に上昇を続け、平成 27 年度には 24.6%になっています。これは、県内 8 市でトップ、県内全自治体においては 2 番目と、高い登用率となっています。

女性管理職の登用率においても毎年確実に上昇し、女性職員の積極的登用は進んでいるといえます。(※10 ページ参照)

地方自治法第 180 条の 5

執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体の置かなければならない委員会は次のとおりである。

1. 教育委員会
2. 選挙管理委員会
3. 人事委員会または公平委員会
4. 監査委員
5. 農業委員会
6. 固定資産評価審査委員会



年度 (4月1日現在)	委員会数	委員数 [人]	女性委員数 [人]	女性委員率 [%]
平成 23 年度	6	57	6	10.5
平成 24 年度	6	57	10	17.5
平成 25 年度	6	57	10	17.5
平成 26 年度	6	57	11	19.3
平成 27 年度	6	57	14	24.6

地方自治法第 180 条の 5 委員会等 女性委員登用率（県内 8 市）

2015 年（平成 27 年）4 月 1 日現在

徳島市	8.9 %
鳴門市	24.6 %
小松島市	9.6 %
阿南市	8.9 %
吉野川市	14.0 %
阿波市	10.9 %
美馬市	5.4 %
三好市	9.1 %

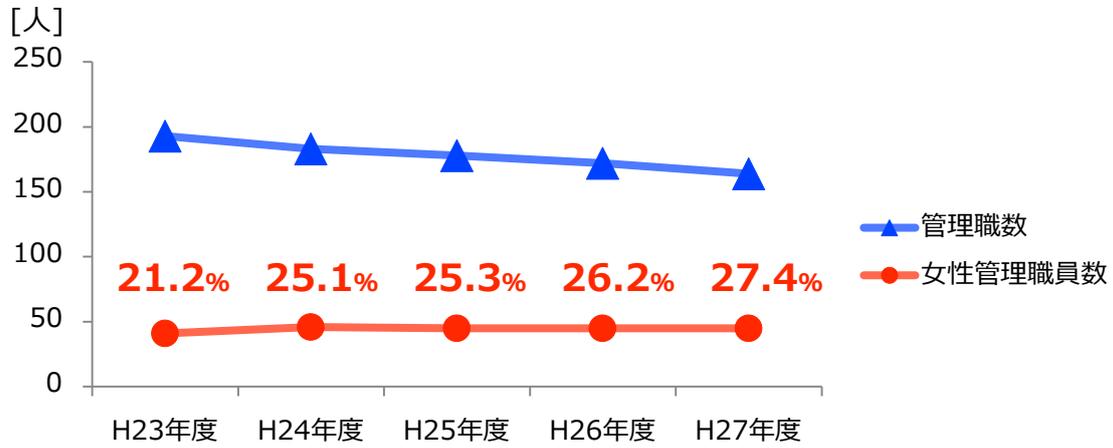


男女共同参画推進条例説明会
ゾンタクラブ

男女共同参画推進条例説明会
里浦公民館



③ 鳴門市職員女性管理職の登用率の推移



年度	管理職数 [人]	女性管理職員数 [人]	女性管理職登用率 [%]
平成 23 年度	1 9 3	4 1	2 1 . 2
平成 24 年度	1 8 3	4 6	2 5 . 1
平成 25 年度	1 7 8	4 5	2 5 . 3
平成 26 年度	1 7 2	4 5	2 6 . 2
平成 27 年度	1 6 4	4 5	2 7 . 4



平成 27 年度 第 1 回ワーキンググループ委員会

4. 鳴門パートナーシッププランⅡステージ中間評価

7つの基本目標 – 過去5年間の事業総括・検証 –



男女がジェンダーにとらわれず 自分らしくのびのび暮らせる なる

家庭・職場・地域活動で男女がジェンダーにとらわれない社会を実現するためには、学校教育・社会教育、家庭教育等、さまざまな機会を通じて意識改革の啓発が重要です。本市では、広報なるとやテレビ鳴門を通じて広く市民に情報提供をおこなったり、教育委員会や人権推進課を通じてセミナーや講座による啓発を推進しています

9 課 **19** 事業

各課において高い評価と
なっています。

A 達成できた	7
B 計画通り	12
C 計画より遅れている	0
D 未着手	0

① 男女平等意識づくりの具体的な推進

担当課	施策および事業名
人事課	人権問題研修会
秘書広報課	広報なるとおよびテレビ広報による市民への啓発
市民協働推進課	地区自治振興会やボランティア団体との連携
人権推進課	人権セミナー、出前講座、人権文化祭等
社会福祉課	障害福祉サービス
学校教育課	教職員、保護者への啓発
生涯学習人権課	各種学級、出前講座等

② 男女平等を実践するための教育の実践

担当課	施策および事業名
文化交流推進課	文化展、市展、芸能祭等
健康政策課	親子ふれあいクッキング、親子ヘルシークッキング
学校教育課	幼・小・中学校の保護者への啓発
生涯学習人権課	NPO法人の図書館運営等



男女が自己の能力を発揮し、 社会のあらゆる分野でいきいき輝ける なる

男女があらゆる分野で対等に活躍する社会の実現をめざすために、政策や方針決定の場への参画、能力開発等が必要です。本市では、女性の社会進出と男女のさまざまな社会活動を支援する事業を推進してきました。しかし、各課が所管する審議会等の女性委員登用率が目標値の40%に達しなかったことから、計画より遅れている2事業についてC評価となっています。

15 課 28 事業

審議会等への女性参画は
まだ途上といえます。

A	達成できた	8
B	計画通り	18
C	計画より遅れている	2
D	未着手	0

① 政策・方針決定等への積極的参画の推進

担当課	施策および事業名
総務課	情報公開・個人情報保護審査会の女性委員登用
人事課	女性職員の拡大や管理職登用
秘書広報課	広報モニターの男女比
市民協働推進課	地区自治振興会やNPO法人の男女参画
環境政策課	審議会の女性委員登用
健康政策課	食生活改善自主活動クラブ等
保険課	審議会の女性委員登用
人権推進課	男女共同参画宣言、男女共同参画推進条例制定
まちづくり課	鳴門市都市計画審議会
農林水産課	農業委員、家族経営協定の締結
教育総務課	衛生委員会、学校給食センター運営委員会
学校教育課	各会議への女性参画
生涯学習人権課	出前講座や婦人連合会
選挙管理委員会	明るい選挙推進協議会、選挙管理委員会

② 社会活動への積極的参画の推進

担当課	施策および事業名
市民協働推進課	地区自治振興会や NPO 法人の女性リーダー啓発
健康政策課	食生活改善自主活動クラブ等
商工政策課	勤労青少年ホームや各種機関の講座
農林水産課	女性部の活動推進
生涯学習人権課	女性リーダーを養成する講座

③ 男女の自立をめざした能力開発の推進

担当課	施策および事業名
商工政策課	労働関係機関実施の各種講座
農林水産課	農協・漁協等生産者団体の講習会



2015年(平成27年)11月29日

地域女性活躍推進事業「元気な鳴門の女性の魅力発信推進フォーラム」 鳴門市ドイツ館にて



男女が互いを思いやり、 あんしんして暮らせる なんと

女性への暴力を禁止するDV防止法が制定されたため、2010年（平成22年）に人権推進課に女性支援センターを開設しDV被害者支援に取り組んでいます。また鳴門市DV防止基本計画を策定し全庁的な連携を図っています。

11 課 40 事業

すべてにおいてA評価とB評価になっています。

A	達成できた	20
B	計画通り	20
C	計画より遅れている	0
D	未着手	0

① 暴力を許さない社会づくりの推進

担当課	施策および事業名
長寿介護課 人権推進課	高齢者虐待防止法および養護者支援に関する法律等権利養護事業 鳴門パートナーシップDV対策会議の設置、啓発カード作成、 デートDV防止講座

② 安心して相談できる体制の確立

担当課	施策および事業名
秘書広報課	市民相談
健康政策課	育児支援や各健診等で相談・指導
保険課	国民健康保険制度等相談
長寿介護課	高齢者総合相談窓口の設置
人権推進課	女性子ども支援センター『ぱあとなー』の設置、業務拡充

③ 被害者の保護と救済支援体制の強化

担当課	施策および事業名
市民課	DVおよびストーカー行為等の被害者保護のための支援措置
長寿介護課	老人ホーム等の緊急時体制の整備、成年後見制度相談窓口の設置、地域ケア会議、地域包括支援センター機能強化
人権推進課	民間シェルターとの連携、保護命令申立援助
子どもいきいき課	DV被害者の子どもの保護

④ 被害者の自立までをサポートする体制づくり

担当課	施策および事業名
市民課	国民年金制度手続き支援
保険課	国保加入手続き支援
長寿介護課	権利擁護推進事業
人権推進課	鳴門市要保護児童対策地域協議会の活用
社会福祉課	生活保護制度事業
まちづくり課	DV被害者の市営住宅入居
学校教育課	DV被害者の子どもの就学支援
選挙管理委員会	DV被害者の個人情報保護支援

⑤ DVを地域からなくす環境整備

担当課	施策および事業名
人権推進課	藍住町、阿南市とのパートナーシップ支援協定の締結、市民啓発
学校教育課	中学生に対するデートDV防止教育



パープルリボンは
女性に対する暴力根絶の
シンボルです。



結 サランちゃんは
女性子ども支援センター『ぱあとなー』の
シンボルマークです。

基本目標
4

男女が集まる にぎわいのある なんと

本市には多くの外国人が在住していますが、異文化交流を大切にして国際的な視野で人権を尊重する男女共同参画を図ることはとても重要です。文化交流推進課を中心にさまざまな国際交流事業を展開していますが、国籍を問うことなく全ての人々の人権を尊重する社会作りを推進しています。

2 課 5 事業

5事業全ての評価が
計画通りです。

A 達成できた	0
B 計画通り	5
C 計画より遅れている	0
D 未着手	0

① 国際交流・国際的活動への男女平等参画の実践

担当課	施策および事業名
文化交流推進課	国際交流員の受け入れと国際交流事業
学校教育課	外国語活動、留学生交流事業



国際交流員によるミステリーツアー



男女がにこにこ 心豊かに働ける なんと

労働基準法や男女雇用機会均等法に基づく男女平等の法整備は進んでいますが、女性労働者や共働き家庭の環境整備は依然と厳しく、母性保護や男性の育児、介護参画など社会全体の機運の醸成を図ることが必要です。

9 課 16 事業

すべてにおいてA評価とB評価になっています。

A	達成できた	2
B	計画通り	14
C	計画より遅れている	0
D	未着手	0

① 働く場での男女平等の実践

担当課	施策および事業名
人事課	鳴門市特定事業主行動計画における労働環境の整備
農林水産課	家族経営協定の締結による女性経営者支援
教育総務課	男女平等教育と雇用機会均等

② 女性の就労環境の整備

担当課	施策および事業名
人事課	子育て支援制度の充実
健康政策課	マタニティマークの配布
商工政策課	働きやすい職場づくりの啓発
農林水産課	農協・漁協と連携した家族従事者等支援事業

③ 多様な働き方に対する支援

担当課	施策および事業名
人事課	休暇取得促進や残業縮減の促進
市民協働推進課	コミュニティ・ビジネスの推進
長寿介護課	シルバー人材センター運営支援事業
子どもいきいき課	子育て短期支援事業

基本目標
6

男女が家庭責任や地域づくりを いっしょに担う なる

女性の社会進出に伴い「夫は仕事、妻は家庭」といった固定的な性別役割分業も徐々に薄れつつあり、特に若い世代の夫婦では、家事と育児を協力する夫婦平等意識が進んでいます。しかし、地区自治振興会等の会長は大半が男性であり、地域活動における性別役割分担が残っています。このことは、地区自治振興会等をはじめとする地域の役員が登用されることが多い審議会等の女性委員の登用率上昇を阻む一因となっていることから、各課の事業において、地域における男女共同参画を一層推進してきました。

4 課 10 事業

未着手 1 事業を除き、ほぼ
計画通り推進されています。

A	達成できた	5
B	計画通り	4
C	計画より遅れている	0
D	未着手	1

① 働く男女の家庭・地域生活の両立支援

担当課	施策および事業名
市民課	毎月第一土曜日に窓口開設
子どもいきいき課	延長保育、一時保育、病児・病後児保育、 放課後児童健全育成事業等

② 家庭・地域における男女共同参画の実践

担当課	施策および事業名
環境政策課	環境問題講座等における男女参画
長寿介護課	介護予防「65歳からの男の料理教室」等
子どもいきいき課	ファミリーサポートセンター事業



福祉の充実で 男女の自立をしっかりと支える なる

個人の多様な生き方を支えるためには、福祉を充実させ健康を保障する環境整備が必要です。健康福祉部を中心とする関係課において、ひとり親家庭や高齢者、子ども、障がいのある人など、社会的に不利な立場にある人達に対するさまざまな支援や、社会福祉の充実を図る事業をおこなっています。

6 課 28 事業

1 事業が計画より遅れていますが
多くの事業が達成しています。

A	達成できた	16
B	計画通り	11
C	計画より遅れている	1
D	未着手	0

① 高齢者の生活支援と介護

担当課	施策および事業名
長寿介護課	いきいきなるとボランティアポイント事業、シルバーシティプラン推進事業、家族介護教室、総合相談支援事業等

② 障がい者の生活支援と介護

担当課	施策および事業名
社会福祉課	障害者相談支援事業、ピアカウンセリングの活用、障がい者へのコミュニケーション支援、地域活動支援センター、障がい者日常生活用具給付等事業等
学校教育課	鳴門市奨学金の支給

③ ひとり親家庭への支援

担当課	施策および事業名
子どもいきいき課	児童扶養手当、母子家庭高等技能訓練促進費等事業、自立支援教育訓練給付金事業等

④ 一生涯における男女の健康保障

担当課	施策および事業名
健康政策課	各種がん検診事業、がん検診推進事業、健康教室、お元気サニールーム事業等
学校教育課	各学校の保健事業の活用
生涯学習人権課	チャレンジデー事業の実施



2015年（平成27年）5月27日 チャレンジデー2015

5. 鳴門パートナーシッププランⅡステージ後期にむけて

－今後5年間の事業計画・展望－

Ⅱステージ策定から5年が経過し、この間、社会情勢や経済状況は刻一刻と変動し、人々のライフスタイルや考え方、就労体系など、どれをとっても確実に変化し続けています。

本計画は、10年計画であるため、国・県の動向や社会情勢と整合性を図りながら見直しを図ることとしています。

基本目標

課題と施策

<p>1 男女がジェンダーにとらわれず 自分らしくのびのび暮らせる なる</p>	<p>(1) 男女平等意識づくりの具体的な推進 (2) 男女平等を実現するための教育の実践</p>
<p>2 男女が自己の能力を発揮し、 社会のあらゆる分野で いきいき輝ける なる</p>	<p>(1) 政策・方針決定等への積極的参画の推進 (2) 社会活動への積極的参画の推進 (3) 男女の自立をめざした能力開発の推進</p>
<p>3 男女が互いを思いやり、 あんしんして暮らせる なる</p>	<p>(1) 暴力を許さない社会づくりの推進 (2) 安心して相談できる体制の確立 (3) 被害者の保護と救済支援体制の強化 (4) 被害者の自立までをサポートする体制づくり (5) 地域からDVをなくす環境整備</p>
<p>4 男女が集まる にぎわいのある なる</p>	<p>(1) 国際交流・国際的活動への男女平等参画の実践</p>
<p>5 男女がにこにこ 心豊かに働ける なる</p>	<p>(1) 働く場での男女平等の実践 (2) 女性の就労環境の整備 (3) 多様な働き方に対する支援 —追加— (4) 女性活躍推進法の周知及び取組みの促進</p>
<p>6 男女が家庭責任や地域作りを いっしょに担う なる</p>	<p>(1) 働く男女の家庭・地域生活の両立支援 (2) 家庭・地域における男女共同参画の実践 —新設— (3) 防災分野における男女共同参画の推進</p>
<p>7 福祉の充実で 男女の自立をしっかりと支える なる</p>	<p>(1) 高齢者の生活への支援と介護 (2) 障がい者の生活支援と介護 (3) ひとり親家庭への支援 (4) 一生涯における男女の健康</p>

① 重点目標「審議会等の登用率」について

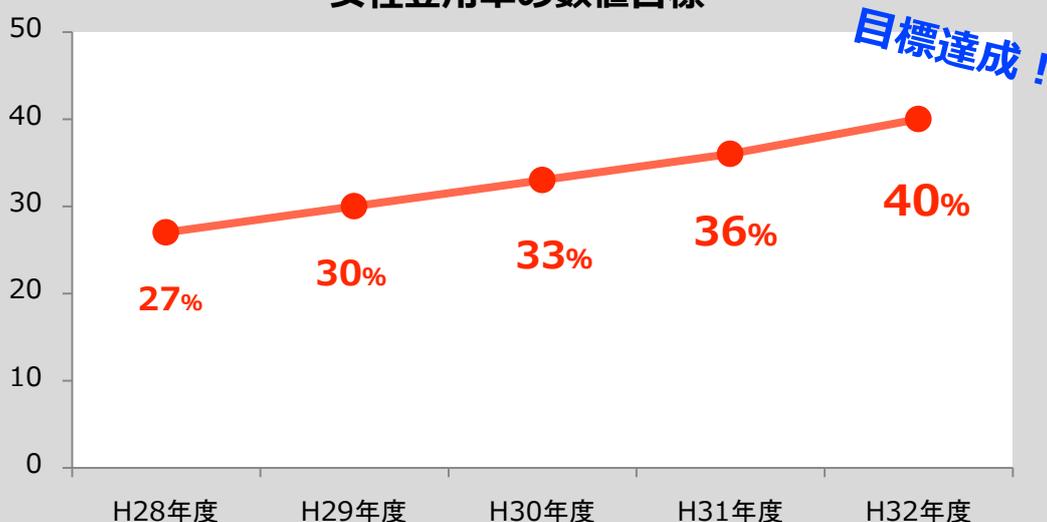
2001年（平成13年）の旧計画策定時より、各課が所管する審議会等の女性委員の登用率を40%にするという数値目標を掲げてきました。調査当初の女性委員登用率は、14.7%であり、その後毎年確実に上昇を続けていきましたが、旧計画終了時の平成22年度は24.8%と、目標の40%には遠く及びませんでした。

2011年（平成23年）に本計画にあゆみを進めて以降は、23年度25.1%、24年度26.1%、25年度26.3%、26年度26.4%と微増を続けていたにもかかわらず、今年度に24.0%と初めて女性委員の登用率が後退してしまいました。地方自治法第180条の5委員会等における女性委員の登用率や、女性管理職登用率については、これまで一度も後退することなく現在まで上昇を続けていますが、地方自治法第202条の3に基づく審議会等は、自治会・町内会やPTA等、地域団体における会長などの役職については、男性がその多くを占めていることが女性委

員の登用率上昇を阻む原因のひとつになっています。固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見について、時代とともに変わつつあるものの、今後は、若い世代の男性など幅広く地域活動への参画と、地域やPTA活動における女性リーダーを推進することで、各課所管の審議会等における女性委員の登用率上昇への反映をめざします。

そこで、本計画の終了年度は平成32年度であり目標は40%を継続しますが、後期5年間については、登用率の向上を着実なものにするため、毎年、各審議会等を所管する各課の事務局に対し数値目標を提案していきます。具体的には、現登用率より2～3%アップ、または女性委員を1人でも増員する等を提案し、各審議会ごとの目標数値を決めて登用率の向上を図っていきます。まずは、後期初年の平成28年度は全審議会等の登用率27%をめざし、その後、状況を確認しながら毎年数値目標を掲げることで最終目標の達成をめざします。

女性登用率の数値目標



② 課題の追加について

5 男女がにこにこと心豊かに働ける となると

- (1) 働く場での男女平等の実践
- (2) 女性の就労環境の整備
- (3) 多様な働き方に対する支援

—追加—

(4) 女性活躍推進法の周知及び取組みの促進

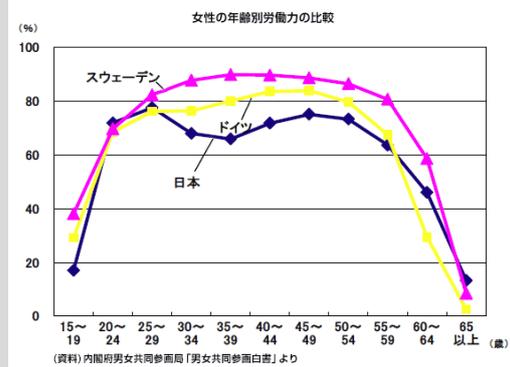
女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。同法に基づき、国及び地方公共団体の機関には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定義務が、中小企業には努力義務が謳われたことから、同法を推進するための事業や支援を推進していくことが必要です。

このことから、現在の機運の高まりをチャンスと捉え、女性参画拡大の動きを更に加速していくために、基本目標「5. 男女がにこにこと心豊かに働ける となると」に、「(4) 女性活躍推進法の周知及び取組みの促進」を追加しました。

女性の就業率の高まり、女性のライフスタイルや世帯構造の変化など、女性を取り巻く環境は大きく変化しているにもかかわらず、女性の参画は、依然として残る「夫は仕事、妻は家庭」という固定的な性別役割分担意識、男女の能力や適性に関する固定的な見方やさまざまな社会制度・慣行があります。特に、長時間労働は、子育て・家事・介護等への男性の主体的な参画を困難にし、結果として女性が仕事と生活を両立することを難しくしていると同時に、自己啓発や地域コミュニティへの参加、本人の健康保持などを含めた、男性自身の仕事

と生活の調和の実現も阻害する要因になっています。

正規雇用と非正規雇用という、いわゆる「働き方の二極化」への対応もM字カーブ問題と関連する重要な課題であり、固定的性別役割分担意識が払拭され、女性が活躍しやすい環境となるよう女性活躍推進法に基づく取組を含めた、女性活躍の推進に向けて国や県の動向を注視しながら取組を推進していきます。



【M字カーブ問題】

女性の年齢別就労率の折れ線グラフが、子育て年齢期を底とするM字型の曲線になること。

③ 課題の新設について

6 男女が家庭責任や地域作りを いっしょに担う となると

- (1) 働く男女の家庭・地域生活の両立支援
- (2) 家庭・地域における男女共同参画の実践

—新設—

(3) 防災分野における男女共同参画の推進

Ⅱステージを策定した2011年（平成23年）3月、日本は東日本大震災に見舞われました。東日本大震災においては、巨大地震や大津波により東北・関東地方の沿岸部は壊滅的な打撃を受け、さらには、引き続き余震に伴い引き起こされた地盤沈下や液状化、土砂災害や火災等により、被害が極めて広範囲に及び、原発事故の影響も重なった未曾有の複合災害となりました。この東日本大震災による死者・行方不明者は1万8千人を上回り、住居を失くして避難を余儀なくされた人は40万人以上となり、東日本大震災を境に、人々の自然に対する驚異や防災意識が大きく変わることとなりました。

Ⅱステージ策定時には、防災の観点からの男女共同参画への取組が明示できてなかったことから、今回、後期への見直し点として基本目標「6. 男女が家庭責任や地域作りをいっしょに担う となると」に「(3) 防災分野における男女共同参画の推進」として新たに加えることとします。本市においては、男女共同参画推進条例の12の基本理念に「防災・減災分野での男女共同参画」として男女双方の視点に配慮したまちづくりを進めることを明示していますが、本計画においても条例に沿った防災のまちづくりを推進していきます。

東日本大震災では、被災地において、救助・救援、医療、消火活動及び復旧・復興等の担い手として、多くの女性が活躍しました。一方で、物資の備蓄・提供や避難所

の運営等において女性の視点に立った対応が十分ではなかったなど、さまざまな課題が明らかになると同時に、防災・復興における政策・方針決定過程への女性の参画が不可欠であること、災害対応における男女共同参画の視点が重要であることが改めて認識されました。東日本大震災の教訓を生かしながら、本市の防災に関する施策および防災における男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することで防災力の向上を推進していきます。



6. 総括

本市においては、2011年（平成23年）3月にⅡステージを策定し、鳴門市男女行動計画推進本部、調査研究委員会、ワーキンググループ委員会を中心に、各課事業における男女共同参画の進捗状況を毎年調査してきました。

審議会等の登用率については、Ⅱステージ策定当初からすると、10%程度上昇したものの本年2.4%後退してしまい、目標値に到達するに至りませんでした。しかし、地方自治法第180条の5による委員会等の女性登用率の数値については、最新の平成27年度は24.6%と、県内8市でトップ、県下で2位と高い数値を示しています。女性委員登用率の上昇については、後期5年間の大きな課題でもあります。人権推進課でまとめている女性人材バンク等も活用し、各所管課において可能な範囲で、女性委員の登用率アップを意識付けすることが再度必要です。

市職員の管理職の登用状況については、本市は副課長級以上が管理職ということで定めていますが、平成23年度から6.2%上昇していて、毎年増えているという調査結果が出ております。今後も、女性職員が幅広い職務経験を積むことができる環境を整えるとともに、女性職員の職域拡大や管理職への積極的な登用について、市全体で取り組むことが重要です。

事業評価については、各課が行うさまざまな事業での男女共同参画の進捗状況についてⅡステージ前半を振り返ると、

それぞれ「計画どおり進んでいる」、「達成できた」などの回答が多く見受けられました。今後も、各課の事業において、女性の参画状況や男女の不平等が内在していないかを点検することで男女共同参画を全庁的に推進していきます。

このⅡステージ策定から前期5年間における男女共同参画推進の取組について、本市は2012年（平成24年）に男女共同参画宣言都市となり、同年、男女共同参画のシンポジウムを開催し、広く市民のみなさまに向けた啓発イベントも実施しました。また、女性子ども支援センター『ぱあとなー』は、DV被害者支援や子ども支援において、困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援を行い、女性が本来の力を取り戻すよう努めています。平成27年度は、国において、女性活躍推進法が成立し、第四次男女共同参画推進計画が示されました。本市でも男女共同参画推進条例を施行し、その条例の周知・啓発や地域女性活躍推進交付金を活用したアンケート調査の実施やフォーラムの開催等で、男女共同参画事業をすすめてきました。市民一人ひとりが意識改革をすすめ、性別に規制されること無く、誰もがのびのびと仕事や家庭生活に輝くことができるようまちに近づくよう、Ⅱステージ後半もより一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。